

邑楽町
インターネット公有財産売却説明書

区分番号1

(せり売り)

参加申込期間

令和6年1月17日(水)13時～2月5日(月)14時

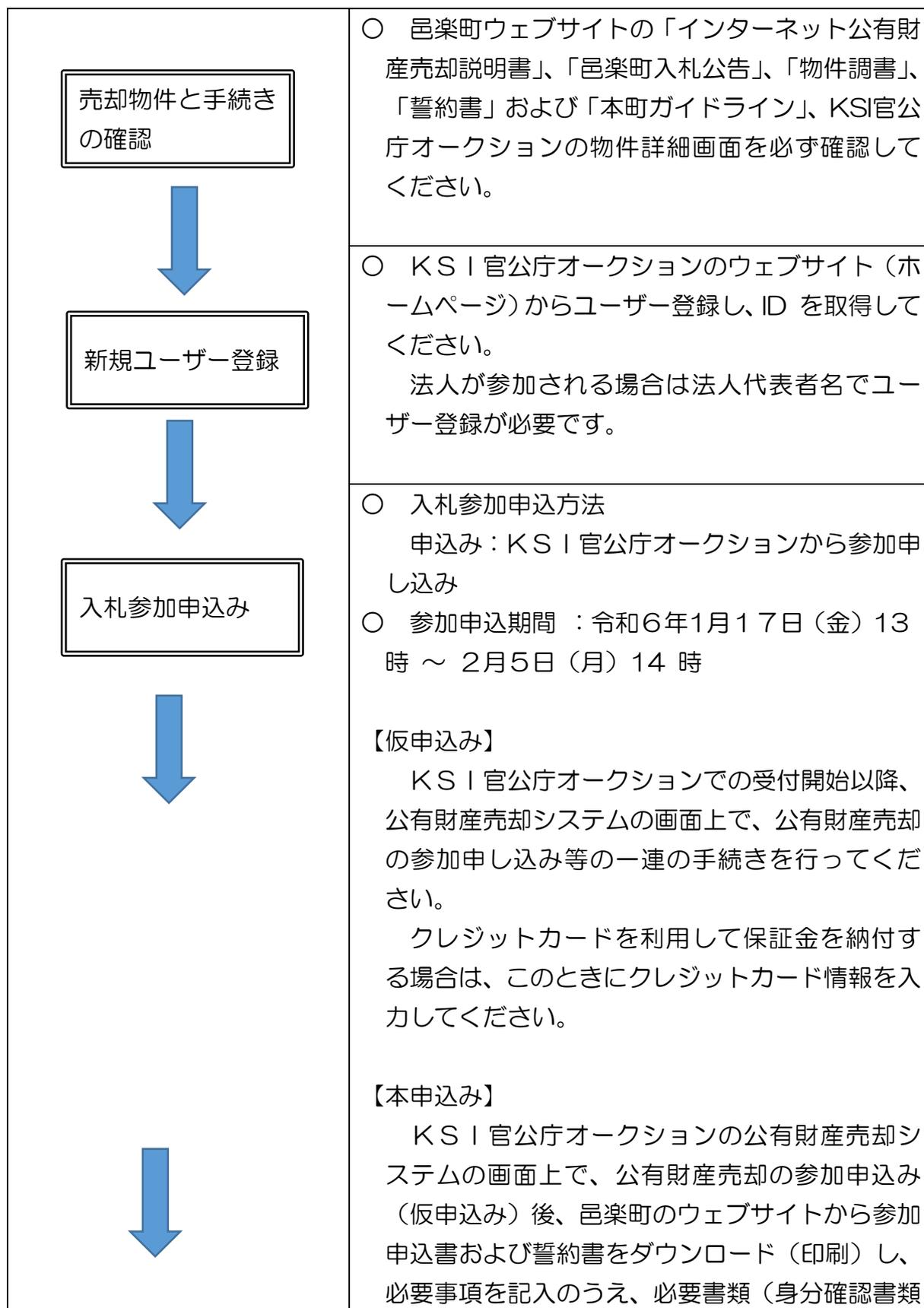
入札期間

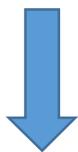
令和6年2月19日(月)13時～2月21日(水)23時

目次

インターネット公有財産売却システムを利用した入札の流れ	3
売却物件	6
入札説明	7
1 入札物件	7
2 入札に参加することができない者	7
3 売却物件の下見	8
4 入札参加の申し込み等	8
5 入札（せり売り）	10
6 入札の無効	10
7 落札者の決定	11
8 落札者の入札取り消し	11
9 売買契約の締結	11
10 売買代金の納付	12
11 落札者以外への入札保証金の返還	12
12 売却物件の権利移転	12
13 売却物件の引き渡し	12
14 その他の注意事項	13

《インターネット公有財産売却システムを利用した入札の流れ》





(公的機関発行の証明書(住民票・運転免許証など)の写し、印鑑登録証明書の写しなど)を添付して、邑楽町財政課へご提出ください。

※ 提出された書類は、一切返却いたしません。

①【受付期間】

2024年1月17日(水)から2024年2月9日(金)まで(ただし、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く。)午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。2024年1月17日にあっては午後1時からとする。)

<郵送の場合>

2024年2月9日(金)までの消印があるものを有効とします。

※ 簡易書留での送付を推奨します。

※ 参加者の公平を保つため、期日を過ぎますといかなる理由があっても受付は出来ませんので締切日にご注意ください。

②【提出場所】

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

邑楽町 財政課 施設管理係

○ 入札保証金額は予定価格の10%とします。

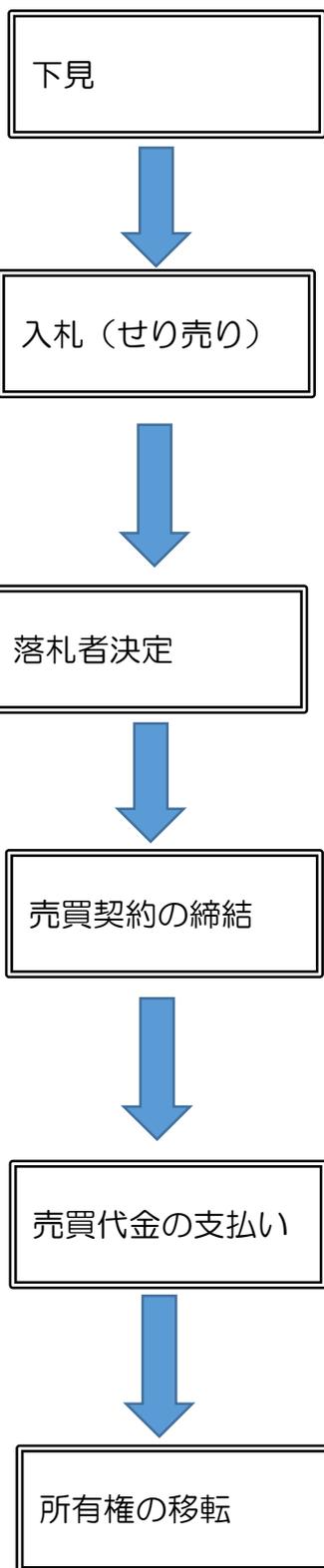
◆ 納付方法はクレジットカードによる納付または銀行振込(納入通知書による窓口納付もしくは口座振込)となります。入札公告等で納付方法を指定しますのでご確認ください。

※ クレジットカードによる納付のみに限ったときは、銀行振込による納付はご利用いただけません。

※ 落札後に契約の締結まで至らなかった場合、入札保証金は返還されません。

入札保証金の支払い





○ 下見実施期間：令和6年1月17日（水）～2月5日（月）

※ 希望される場合は必ず事前にご連絡をお願いします。職員が業務時間内で随時対応します。なお、試運転はできません。

○ 入札期間：令和6年2月19日（月）13時～2月21日（水）23時

※ 参加申し込みをされた物件のみ入札が可能です。

※ 入札金額の登録は入札期間であれば何回でも可能です。

○ 開札日時：令和6年2月22日（木）9時30分

○ 入札確定日時：令和6年2月28日（水）17時

○ 入札確定から令和6年3月4日（月）14時30分までに売買契約を締結

※ 収入印紙などの必要な費用を負担してください。

※ 入札保証金を契約保証金に充てる依頼書、契約保証金を売買代金に充てる依頼書をご提出すれば、残金の支払いとなります。

○ 契約締結時に売買代金と入札保証金との差額を町の指定する方法（銀行振込）で一括納付してください。

売買代金納付期限：令和6年3月11日（月）14時30分まで

○ 売買代金の全額納付をもって所有権が移転します。

○ 所有権移転にかかる登録手続きや移送費、修理、ならびにその他費用の負担は、すべて落札者が行ってください。

- 引き渡し期間は所有権移転後30日以内とします。
- 落札者は引き渡し期間内に物件の引き取りをお願いします。
- ※ 物件によっては配送での引き渡しも可能です。配送の可否は各物件の物件調書をご確認ください。
- 登録手続きに必要な書面等は、引き渡し時にお渡しします。

売却物件

【車両】

区分 番号	車名	初年度 登録	総排 気量	走行距離	予定価格	入札保証金
R5-1- 1	日野 レインボー 型式 U- RB1WEAA	平成7 年2月	3.8 3ℓ	300,613 km	30,000円	3,000円

- ※ 車検は、令和5年2月に登録の有効期間満了しています。
- ※ 物件の詳細については、各物件調書（別添）およびK S I 官公庁オークションの物件詳細をご覧ください。
- ※ 物件詳細は、入札に参加しようとする者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、参加申し込みを行う前に必ず現物および諸規制についての調査確認を行ってください。
- ※ 売却物件の下見が可能です。日程の詳細は、本説明書7ページをご覧ください。
- ※ 予定価格以上の最高額で落札した者に売り払いとなります。
- ※ 予定価格は消費税および地方消費税ならびにリサイクル料金を含んでいます。
- ※ 事情により入札中止、内容変更をすることがあります。

【問い合わせ & 書類提出先】

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1
 邑楽町 財政課 施設管理係
 電話：0276-47-5019
 MAIL：finance@swan.town.ora.gunma.jp

入札に参加される方は、次の各事項をよくお読みのうえ参加してください。

1 入札物件

入札に付する物件は、物件調書およびKSI官公庁オークションの各物件詳細に記載のとおりです。

2 入札に参加することができない者

(入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者です。)

- (1) 政令第167条の4第1項の各号に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、当該各号に規定する事実のあった日から2年を経過していない者
- (3) 日本語を完全に理解できない者
- (4) 邑楽町が定める邑楽町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインを遵守しない者
- (5) 公有財産等の買受けについて、一定の資格その他の条件を必要とする場合で、必要な資格等を有していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (9) 売却財産を暴力団の事務所その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
- (10) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）
- (11) 暴力団員等が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）であり、又はその経営に実質的に関与している者
- (12) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したことがある者
- (13) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (14) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (15) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

- (16) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者
- (17) 第6号から前号までに規定するものの依頼を受けて入札への参加申込みをしようとするもの
- (18) 本町職員のうち法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員及び同法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (19) 提出書類に不備又は不正のある者
- (20) 参加申込み時点で未成年の者
- (21) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない者

3 売却物件の下見

- (1) 下見期間 令和6年1月17日（水）～2月5日（月）

職員が業務時間内で随時対応しますので、参加を希望される方は、必ず事前に電話または電子メールによりご連絡をお願いします。

担当：邑楽町 財政課 施設管理係

電話：0276-47-5019

MAIL：finance@swan.town.ora.gunma.jp

- (2) 下見場所 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1343番地1
邑楽町福祉センター 寿荘

- (3) その他 物件の試運転はできません。

※ 売却物件の現物を確認しなくても入札に参加できますが、売却物件に関するすべての事項を了承したものとみなします。

4 入札参加の申し込み等

- (1) 参加申込期間

令和6年1月17日（水）13時から2月5日（月）14時まで

- (2) 参加申し込み

① 入札に参加していただくには、K S I 官公庁オークションより参加者本人がユーザー登録をし、IDを取得する必要があります。法人として入札に参加する場合は、法人代表者名でユーザー登録を行い、IDを取得してください。IDの取得はK S I 官公庁オークションウェブサイト（ホームページ）より可能です。

② 入札を希望される物件ごとに参加申し込みが必要です。K S I 官公庁オークションのウェブサイト（ホームページ）へアクセスし、邑楽町が掲載する売却物件の詳細ページから参加申し込みを行ってください。

③ 参加仮申し込みの際には、必ず身分確認書類（公的機関発行の証明書）で確認のとれる住所、氏名など（参加者が法人の場合は、印鑑登録のされている所在地、名称、代表者氏名）を参加情報として登録してください。落札された場合、この情報で権利移転の手続きを行います。

④ 参加本申し込み手続きのため、邑楽町財政課へ申込期限日までに次のとおり書類を提出してください。

邑楽町のウェブサイトより、申込書、誓約書をダウンロードして印刷し、記入のうえ、押印し、必要書類を添付して申込期限日の2月9日（金）午後5時までに邑楽町財政課まで持参または郵送にて提出してください。郵送の場合は、申込期限日までの消印が有効です。書類の提出が確認できない場合または入札に参加する資格がない場合は、入札に参加することができません。

○本申し込み提出書類

ア 公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

イ 誓約書

ウ 住民票の写し（発行日が3か月以内のもの。）、印鑑登録証明書（発行日が3か月以内のもの。）の写し、マイナンバーカード（表面）の写し、運転免許証（両面）の写し、パスポートの写し、在留カード（両面）の写しのうちいずれか1通（参加者が法人の場合は、商業登記事項全部証明書（履歴事項）の写し）

エ 法人等役員一覧表（法人の場合のみ提出）

オ 委任状

※法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は委任状が必要です。

※申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とします。

※提出された申込書等は、返却しません。

⑤ 代理人による入札参加も可能です。その場合、委任状及び代理人の身分確認書類（公的機関発行の証明書の写し（④のウの書類））を、申し込み期間内に財政課まで持参または郵送にて提出してください。郵送の場合は、申込期限日までの消印が有効です。

※ 郵送で提出した場合、申込期限日までの消印であっても、何らかの事情により入札開始の2開庁日前までに邑楽町に委任状及び代理人の身分確認書類が到着せず、書類の提出が確認できない場合は入札に参加することができません。

⑥ 参加申し込みは、邑楽町で入札保証金の納付（与信枠の確保）を確認した後、申し込み登録をいたします（参加申込期間終了後、仮登録から本登録へ切り替

えます。)

- ⑦ 入札書類は、邑楽町ウェブサイトよりダウンロードをお願いします。また、財政課の窓口でも配布しています。

ご提出いただいた書類は、返却できませんので、予めご了承ください。

※ご注意 身分確認書類と参加仮申し込み時の登録情報と照合し、記載内容が異なる場合は、契約の締結ができません。参加仮申し込み時の登録手続きの際は十分に注意してください。

(3) 入札保証金

- ① 入札に参加するには入札保証金の納付が必要です。入札保証金の額は各売却物件の予定価格の10%の額として、あらかじめ邑楽町にて設定しております。
- ② 入札保証金は、インターネット上のK S I 官公庁オークションの売却物件の詳細ページから参加申し込み時に、所定の手続きに従って、クレジットカードにより納付してください。納付方法の詳細は、K S I 官公庁オークションの本町ガイドラインをご覧ください。
- ③ 入札保証金は、物件落札時には、売買代金の一部に充当できます。

(4) その他注意事項

代理人による参加申し込みにあたって、申し込み期間中に委任状等の書類を提出しなかった者および審査のうえ、入札に参加することができない者として認められた者は、入札に参加することはできません。

5 入札（せり売り）

(1) 入札期間

令和6年2月19日（月）13時から2月21日（水）23時まで

(2) 入札方法

- ① K S I 官公庁オークション上で入札額を入力してください。
- ② 参加申し込みおよび入札保証金の納付の事実を邑楽町が確認できた参加申し込み者本人のIDでのみ入札が可能です。
- ③ 入札金額は、消費税および地方消費税ならびにリサイクル料金を含めた金額を入力してください。
- ④ 入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公有財産売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。
- ⑤ 一度行った入札は、入札者の都合による取消や変更はできません。
- ⑥ 入札期間の自動延長は行いません。

6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 1物件につき、1人で2つ以上のIDを使用して行った入札
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、本説明書および邑楽町インターネット公有財産売却ガイドラインならびに邑楽町入札公告に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

7 落札者の決定

- (1) 邑楽町が売却物件について定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者には、邑楽町から入札終了後、あらかじめIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (3) 当該電子メールが落札者に到着しないために、邑楽町が落札者との契約締結および売買代金の納付を代金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は邑楽町に帰属し返還されません。
- (4) 落札者のIDに紐づく会員識別番号および落札価格については、K S I 官公庁オークション上に一定期間公開します。また、邑楽町のウェブサイトにおいても入札結果（入札金額、入札者名（ただし、法人に限ります。個人の氏名は公開しません。）など）を公開します。

8 落札者の入札取り消し

落札者が「2 入札に参加することができない者」に該当することが判明した場合、落札者の入札を取り消します。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。

また、納付された入札保証金は、原則返還しません。

9 売買契約の締結

- (1) 落札者は、令和6年3月4日（月）14時30分までに売買契約書（別添）により契約を締結していただきます。邑楽町が送付する契約書2部に必要事項を記入、押印のうえ、邑楽町に郵送または窓口へ直接提出してください。また、このときに入札保証金を契約保証金に充てる依頼書、契約保証金を売買代金に充てる依頼書をご提出すれば、売買代金から入札保証金を差しひいた残金の支払いとなります。

- (2) 売買代金は、入札した金額（消費税および地方消費税ならびにリサイクル料金を含む）となります。
- (3) 落札者は、契約締結から売却物件の引き渡しまでに邑楽町の責めに帰すことのできない事由により、売却物件が破損、焼失などの損害が発生した場合は、落札者の負担となります。
- (4) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、町に帰属することになります。
- (5) 契約後に落札者が「2 入札に参加することができない者」に該当することが判明した場合は、当該契約を解除します。

10 売買代金の納付

- (1) 売買代金の支払いは、契約締結時に売買代金から入札保証金との差額（売買代金の残金）を一括で納付してください。支払方法は、邑楽町が交付する納入通知書により邑楽町が指定した金融機関の窓口で納付するか、邑楽町が指定する銀行の口座に振り込んでください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。
- (2) 売買代金納付期限は、令和6年3月11日（月）14時30分になります。
※ 代金納付期限とは、邑楽町が納付を確認できる期限です。金融機関へ代金納付されても、邑楽町が納付を確認できるまで、時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

11 落札者以外への入札保証金の返還

- (1) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。なお、入札保証金には利息を付しません。
- (2) 入札保証金のクレジットカードでの納付の場合は、返還については、クレジットカードから入札保証金の引き落としが行われずに支払うことなく済みます。しかしながら、入札参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行ってしまう場合があります。その際は、翌月以降に返還を行いますので、ご了承ください。

12 売却物件の権利移転

売買代金が完納されたときに、売却物件の所有権が移転することとします。所有権の移転に伴い必要となる手続きと費用負担は落札者に行っていただきます。

13 売却物件の引き渡し

- (1) 売却物件の引き渡しは、売買代金の完納を確認した後とします。
- (2) 売却物件の引き渡し時に「受領書」をご提出いただきます。
- (3) 売却物件は現状有姿での引き渡しとなりますので、引き渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
- (4) 売却物件の移送については、落札者の責任のもと行うものとし、移送に係る費用は落札者が負担してください。引き渡しの期限は所有権移転の日から30日以内とします。30日以内に売却物件を引き取りに来られない場合は、契約を解除させていただきます。
- (5) 売却物件によっては配送での引き渡しも可能です。配送の可否は各物件の物件調書をご確認ください。

14 その他の注意事項

- (1) 入札には本説明書、「物件調書」、「邑楽町入札公告」、「誓約書」および「邑楽町インターネット公有財産売却ガイドライン」をよくお読みのうえご参加ください。
- (2) 売買契約は、K S I 官公庁オークション上で参加申し込みを行った名義で行います。
- (3) 入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- (4) 売却物件については通常の使用がない状態ですが、このことによる影響等について邑楽町は確認しておりません。これらの補修・改修およびその費用負担等について邑楽町は対応いたしません。
- (5) 売却物件については、キズ、凹み等が存在するものもありますが、これらの修理・洗浄およびその費用負担等について邑楽町は対応いたしません。
- (6) 売買契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。
- (7) やむを得ない事情により入札を中止することがあります。これにより、入札参加者等に損害が生じた場合、邑楽町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (8) 公有財産売却システムの不具合および入札参加者などが使用する機器やネットワークの不備・不具合に起因して生じた損害について、邑楽町は損害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
- (9) 入札参加者などのクレジットカード決済システムの不備・不具合に起因して生じた損害について、邑楽町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (10) この説明書に定めのない事項については、「邑楽町インターネット公有財産売却ガイドライン」および「邑楽町契約規則」ならびにその他関係法令の定めるところによります。